

新日本スポーツ連盟

## 千葉県勤労者スキー協議会規約

### 第1条 名称

この会は「千葉県勤労者スキー協議会（略称千葉スキー協）」と呼び、事務局を新日本スポーツ連盟千葉県連盟におきます。

### 第2条 目的

この会は、新日本スポーツ連盟の目的・活動の主旨に基き、全国勤労者スキー協議会に加入し、スキーを通じて会員の健康増進・技術の向上・会員相互の親睦を深め、スキーの普及と発展を図ることを目的とします。

### 第3条 活動

この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行います。

1. 千葉県スキー祭典の開催。
2. スキー講習会・親睦会・指導員研修会の開催。
3. 全国スキー協議会の活動への参加。
4. その他この会の目的達成に必要な活動。

### 第4条 構成

この会は、千葉県内のスキークラブで構成します。但し、クラブに所属できない個人でも加入することができます。

### 第5条 総会

総会は、この会の最高決議機関であり、毎年1回第4条の構成員が参加して開催され、次の事項を討議し、決定します。総会は、その構成員の出席をもって成立とし、出席者の過半数をもって議決とします。

1. 活動方針の討議決定。
2. 予算の決定、及び決算の承認。
3. 役員を選出。
4. 規約の改訂
5. その他重要事項についての決定。

### 第6条 運営委員会

この会に、運営委員会をおき、会長がこれを招集します。

運営委員会は、総会の決定に基づいて役員と共に会の運営に関わります。

運営委員は各クラブより選出します。

### 第7条 役員

この会に役員として、会長1名・副会長若干名・会計1名・事務局1名・会計監査

1名をおきます。

#### 第8条 専門部

この会の目的を達成するために、専門部をおきます。

専門部の構成・役割分担については役員会で決定します。

#### 第9条 役員の任務

1. 会長は、この会を代表し、この会の活動全般を統括します。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行します。
3. 事務局は、日常活動全般に必要な事務を統括します。
4. 会計は、この会の財政の収入と支出を管理します。
5. 会計監査は、この会の財政を監査します。

#### 第10条 役員と運営委員の任期

役員と運営委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げないことにします。

#### 第11条 収入

この会の経費は、次の各号の収入をもってこれに充てます。

1. 会費
2. 事業収入
3. 寄付金
4. その他

#### 第12条 会費

この会の年会費は、1名あたり次の通りとします。

全国スキー協会費	920円
県スポーツ連盟会費	1200円
県スキー協会費	380円

合計で2500円です。

#### 第13条 会計年度

この会の会計年度は、6月1日から翌年の5月31日までとします。

#### 第14条 規約改訂

1. この規約の改訂は、総会において出席者の3分の2以上の承認を必要とします。
2. この規約は、2015年 5月 10日から適用します。

#### 付記

1. 1980年5月31日 制定
2. 2015年5月10日 全面改訂
3. 2017年6月25日 一部改訂